

老後の備えに

国民年金基金

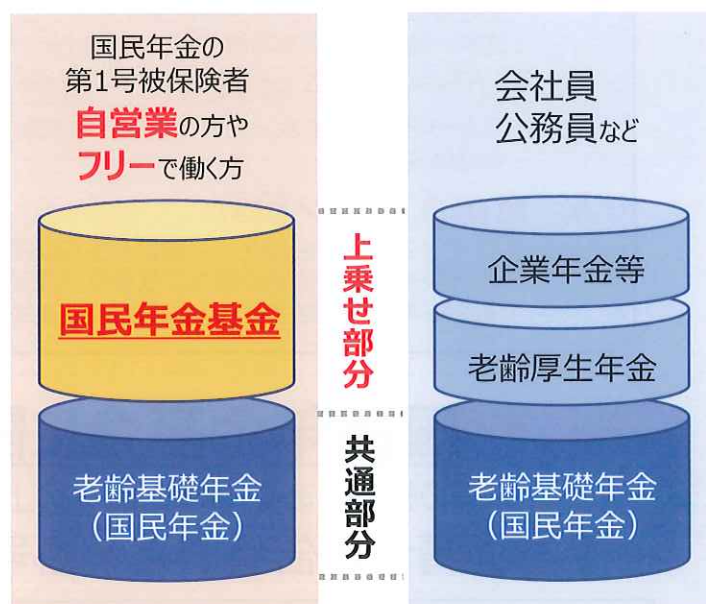
を検討しませんか!

将来受け取る**年金額を増やしませんか。**
節税しながらゆとりのある人生を。

国民年金基金とは

国民年金に上乗せして厚生年金に加入しているサラリーマン等の方と、国民年金だけにしか加入していない自営業者等の方では、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。

この年金額の差を解消し、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せした年金を受け取るための**公的な年金制度が国民年金基金**です。



掛金は全額社会保険料控除の対象となります。
所得税および住民税を軽減できます。

まずは資料請求！ 裏面のFAX用紙でご請求ください。

- 国民年金基金は、国民年金（基礎年金）に上乗せして受給できる**公的な年金制度**です。
- **①20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者②60歳以上65歳未満または海外居住の国民年金に任意加入している方が対象です。(国民年金保険料を納付されている方)**
- **会員の方以外も加入いただけます。是非ご紹介ください。**

公益社団法人 杉並青色申告会

〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南3-1-26-201
TEL 03-3393-2831



全国国民年金基金
ホームページでも資料
請求や年金額等をシ
ミュレーションするこ
とができます！

全国国民年金基金

国民年金基金

5つのメリット

国民年金基金には、メリットいろいろ。公的な年金ならではのメリットもあります。

1 終身年金が基本

・65歳から生涯受け取る終身年金（A型・B型）が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。

2 年金額が確定、掛金額も一定

・掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
・加入時の掛金額は払込期間終了まで変わりません。（途中で口数を変更しない場合）

3 税制上の優遇

・掛金は全額社会保険料控除の対象となり、確定申告で税金が軽減されます。
・受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
・遺族一時金は全額非課税です。※2022年5月現在

小規模企業共済の
所得控除を受けていても
さらに節税が可能です！

4 万が一のときは家族に一時金

・万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので掛け捨てになりません。（B型を除く）

5 自由なプラン設計

・ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
・加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
・掛金を年度分前納すると、割引があります。

国民年金基金に関する資料請求

下の枠内に必要事項を記入の上、この面をFAXしてください。

【 杉並青色申告会 FAX番号 03-3393-2864 】

(フリガナ) 氏名	
住所	〒
生年月日	昭和・平成 年 月 日
性別	男 ・ 女
電話番号	- -
連絡が可能な 曜日・時間等	
特記事項	

※全国国民年金基金より資料などが上記住所へ送付されます。

※全国国民年金基金または全国国民年金基金から委託を受けた金融機関等から国民年金基金に関する情報提供や勧奨が行われる場合があります。

※個人情報は厳正な管理の下、国民年金基金に関する情報提供や加入勧奨の目的以外に利用することはありません。